



# 国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

平成29年12月5日（火）  
国土交通省関東地方整備局建政部

## 記者発表資料

### マンション管理業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、クラシテ株式会社に対し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ			
埼玉県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会			
問い合わせ先			
建政部	建設産業第二課長	すずき たけひこ 鈴木 武彦	(内線6651)
	建設産業第二課長補佐	たかはし ひろあき 高橋 浩昭	(内線6654)
電話 048-601-3151 (代表)			

## マンション管理業者に対する監督処分について

クラシテ株式会社のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）違反について、国土交通省関東地方整備局長は、本日、同社に対し、同法に基づく監督処分を下記のとおり行った。

### 記

#### 1 処分の内容

○法第81条の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - ① 今回の事案の概要及びこれに対する処分内容について、役員及びマンション管理業の従事者全てに対し、速やかに周知徹底すること。
  - ② 法の規定の遵守及び再発防止を図るため、マンション管理業の従事者全てに対し、研修・教育を継続的に実施すること。
  - ③ 今回の事案を踏まえ、管理組合財産の管理の適正化を図るとともに、管理業務の点検を実施し、再発防止に向け必要な措置を講ずること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

#### 2 処分理由

被処分者が管理を受託している複数の管理組合において、管理組合財産を、被処分者の元従業員が不正に着服し、管理組合に損害を与えた。  
このことは、法第81条第1号に該当するものである。

(参考) クラシテ株式会社  
東京都新宿区笹笥町35  
代表取締役 笹 晃弘  
国土交通大臣（4）第030534号